

品川区高齢者医療入院時負担軽減支援金の支給に関する条例について

1. 提案理由

高齢者の生活は、年金、医療、介護などの負担増に加え、昨年7月からは、後期高齢者医療制度の保険料徴収も始まり、不安が増大しています。厚生労働省が行った「患者調査」によると、年齢が上がるごとに医療を受ける人の割合が増えていますが、75歳を境に、外来受療率は下がり、入院受療率が急速に上がっています。入院時の経済的負担を軽減するために、自治体としてできるしくみとして「品川区高齢者医療入院時負担軽減支援金の支給に関する条例」を提案します。すでに千代田区、新宿区、中野区で入院時負担軽減策が実施されています。

2. 条例内容

第1条 目的

高齢者が入院した場合に生じる入院費用等に対し支援金を支給し、入院にともなう経済的負担を軽減する。

第2条 対象者

75歳以上の品川区民であり、医療機関に入院している者。
所得制限なし。

第3条 支援金の対象と 第4条 支援金の支給額

入院中に生じた費用。医療費と併せ、日用品類、文書料など入院中に必要なもの（差額ベット代、保険外診療は除く）。

1月当たり1万円を限度とし、実費相当額（領収書添付）。

（手続き）

規則に定める。

（施行日）

平成21年4月1日

3. 予算

75歳以上高齢者人口・・・32,500人

年間入院件数2万4千件、予算総額年間2億4千万円

*レセプトの結果が、資料作成後届いた。年間入院件数2億万3千件、予算総額年間2億3千万円に訂正。